

短時間労働者への国家公務員共済組合制度の 適用拡大について

令和3年6月3日

財務省主計局給与共済課

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ **厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。**

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和元年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

国家公務員共済の改正事項

1. 国家公務員共済組合における短時間労働者等への適用拡大

- 今般、働き方の多様化に伴う非正規雇用労働者に対する待遇改善が進められていること等を踏まえ、厚生年金保険の適用拡大に併せ、厚生年金・健康保険の適用対象である国等に勤務する短時間労働者等に対して、公務員共済の短期給付(医療保険)を適用する(健保→共済)。【国共済法第2条、第72条、第125条、第126条、附則第20条の2及び第20条の6】(令和4(2022)年10月施行)

※ 国等で勤務する短時間労働者等に関する長期給付(厚年)については、2012年年金機能強化法・被用者年金一元化法等により対応済み。

※ 具体的な対象者は、国共済法施行令で規定する予定。

- ・ 週勤務時間30時間以上の短時間労働者(期間業務職員)
- ・ 週勤務時間20時間以上、2カ月を超えて使用される見込み、報酬月額8万8千円以上、非学生などの要件を満たす短時間労働者(その他の非常勤職員)
- ・ 2カ月を超えて使用される見込みのある臨時に使用される者(臨時的任用職員)

※ これまで適用範囲とされてきた2か月以内の任期付職員(産休代替職員など)は、今回適用拡大される臨時的任用職員との均衡を考慮し、適用除外とする予定。

※ 厚年・健保の適用要件のうち企業規模要件(現行500人超→100人超→50人超)については、国共済の適用要件としない予定。

- 自収自弁の独立行政法人造幣局、国立印刷局、国立病院機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が負担してきた公経済負担(基礎年金拠出金に係る国庫負担2分の1相当額及び育児等休業手当金の給付に必要な費用の12.5%)を、令和3年度以降国の負担とする。【国共済法99条、第124条の3、附則第20条の2】(令和3(2021)年4月施行)

- 適用拡大に併せ、各共済制度における標準報酬月額表について、長期給付は厚生年金に合わせる改正(最低等級の8万8千円を追加)、短期給付は健康保険に合わせる改正(最低等級の5万8千円から8万8千円までの4等級を追加)を行う。【国共済法第40条】(令和4(2022)年10月施行)

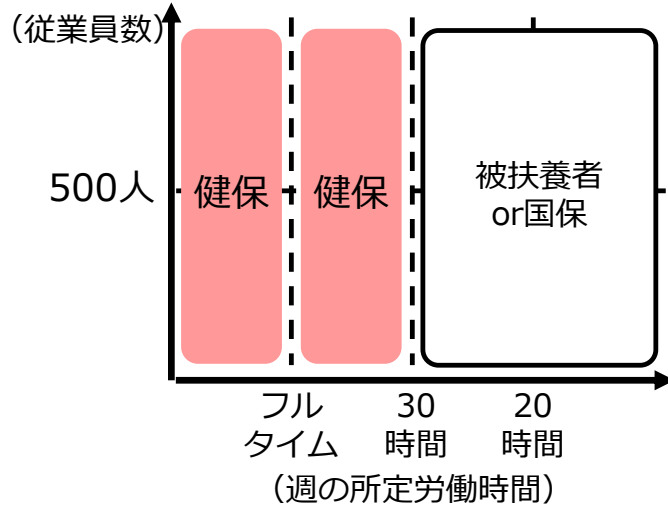
2. その他厚生年金保険制度に合わせる改正(令和4(2022)年4月施行)

- 退職年金(新3階年金)の受給開始時期の選択肢の拡大【国共済法第80条】
高齢期の就労の拡大等を踏まえ、現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる。
- 同月得喪における退職等年金給付の掛金の徴収の規定の整備【国共済法第100条】
組合員資格を同月に取得・喪失する場合について、当該月に更に組合員や厚生年金被保険者等の資格を取得した場合には、掛金を徴収しないこととする。
- 過払いとなった年金の返還債権等の時効の規定の整備【国共済法第111条】
過払いとなった厚生年金の返還債権等の時効について、第1号厚生年金被保険者にかかる消滅時効や援用の取扱いと同じにする。
- 短期在留外国人に対する退職等年金給付の一時金制度の創設【国共済法附則第13条の2(新設)】
組合員期間を1年以上有し退職した外国人に対する脱退一時金(給付算定基礎額の1/2に相当する額)の制度を創設する。

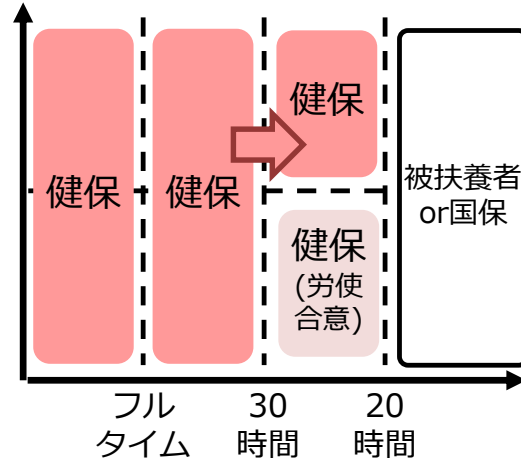
国家公務員共済組合制度の適用拡大の方向性

- 民間企業における被用者保険の更なる適用拡大の状況を踏まえ、国家公務員共済組合制度においても、医療（短期給付）について、短時間労働者に対して適用を拡大。

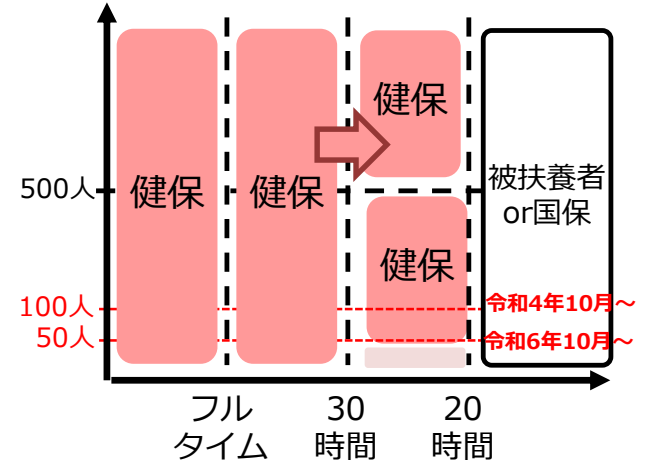
【民間企業】 2016年9月以前



現在
(被用者保険の適用拡大後)



改革の方向性
(被用者保険の更なる適用拡大)



【国】

